

資 料 提 供	
令和3年1月27日	
担当課 (担当者)	財政課 (塗師木)
電 話	0857-26-7043

令和3年1月臨時議会付議案

議案第 1号 令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)

国の補正予算に伴う事業等の追加を行うための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	388,646,187千円
	補 正 額	29,010,301千円
	補 正 後 の 額	417,656,488千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	311,810千円
	国庫支出金	18,857,838千円
	繰 入 金	177,823千円
	諸 収 入	591,830千円
	県 債	9,071,000千円

②継続費の補正
変更 1件

③繰越明許費の補正
追加 90件 変更 1件

④債務負担行為の補正
追加 5件 変更 2件

議案第 2号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例(財政課、スポーツ課)

次のとおり鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を新たに設置するものである。

(新たに設置する基金の概要)

名 称	設 置 目 的
鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てること。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年1月4日専決) (警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 81,950 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 12 月 9 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、片側二車線道路の外側車線に進路変更した際、左後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年1月4日専決) (警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 27,139 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年 10 月 6 日、鳥取警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点に進入した際、路外駐車場から交差点に進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年1月4日専決) (警察本部監察課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 191,026 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年 10 月 24 日、米子警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年1月4日専決) (警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,000 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年 10 月 26 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、右折車線に車線変更した際、路外駐車場から道路に左折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年1月15日専決) (観光戦略課)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 104,170 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年 1 月 25 日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車する際、目視で停車位置の確認をするため運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (令和3年1月22日専決)

(県民参画協働課)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(7) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(令和3年1月25日専決) (市町村課、長寿社会課)

介護保険法の一部改正に伴い、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたことに伴い、鳥取市が処理することとしている介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務のうち、法令上中核市である鳥取市の事務となるものを削る。

[令和3年4月1日施行]

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について (産業振興課)

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和3年1月1日現在 48人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 7件 変更 1件